

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規程に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の通り監査を実施した。

第1 監査の概要

1. 監査の期間

平成24年11月7日から平成24年11月15日まで

2. 監査の対象

平成24年度(平成23年9月30日現在)における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、また財産管理台帳等の整備状況と実地棚卸の状況について監査を実施した。

(1) 予算の執行状況

企画財政課 (手づくりのまち原材料助成事業)

産業課 (農業振興事務運営事業、さとうきび振興事業)

土木科 (繰越明許の道路整備事業)

健康推進課 (収納率向上特別対策事業)

学校教育課 (被災児童生徒就学援助事業 中学校)

生涯学習課 (学校支援地域本部事業)

(2) 財産の管理状況

企画財政課 (電算関係)

総務課 (土地及び建物)

会計課 (有価証券)

介護支援課 (いいあんべ一家)

教育総務課 (学校給食共同調理所)

生涯学習課 (中央公民館)

(3) 交際費 (シニアスポーツ団体への激励金)

3. 監査の手続き

監査の対象とした事業について、関係書類等の提出を求め、各所属長から監査時点までの所管事務事業等の説明を受け質問、資料の確認等により監査を実施した。

財産の管理状況については、平成23年度決算書の財産に関する調書と担当課の財産台帳を照合し、備品については現物確認を実施した。

第2 監査の結果と意見

1. 予算の執行状況

監査の結果、土木課の繰越明許事業の予算執行については、用地の買収で一部地主の承諾に難渋しているが概ね適正に執行されていると認められた。

また、他の課の本年度の予算執行についても概ね適正に執行されていると認められた。

その中で、さとうきび振興事業については前年の定期監査で指摘したが、9月30日までの執行率が0%（前年度19.5%）と全く改善されていなかったため、あらためて担当課に事業の内容を質問した。その結果、前年度の定期監査意見書では委託事務を行っている自治会への指導が不十分であると指摘したが、今回の聴取りから、上記の他、事務執行の遅れは産業課の担当者の多忙にもあることが判明した。この事業について記述する。

(1) さとうきび新植更新事業の0%予算執行

さとうきび新植更新補助金は、申請した農家に補助金を交付する制度である。実務上の手続きでは、自治会長が取りまとめて産業課に提出することとされている。

9月30日の時点で申請した農家もあるが、交付の実施は0%である。これについては産業課の担当者が多忙のため調査実測ができなかったという説明である。調査実測という作業は外部委託（例えばシルバー人材センター）も十分可能な作業であるとの説明も受けたことから、来年からは調査実測は外部委託することを検討してもよいと思われる。

自治会への周知については引き続き徹底を図るよう求める。

2. 財産の管理状況

(1) 土地及び建物・・・総務課

西原町が財産に関して公表する文書には、歳入歳出決算書の付属書類としての「平成23年度財産に関する調書」（以下「財産に関する調書」）と西原町ホームページに掲載される平成23年度下半期西原町財政事情書（以下「財政事情書」）がある。

この2つの資料から公有財産である土地及び建物を照合したところ下記のように面積が異なっている。

① 土地

(単位：m²)

| 区分 | 財産に関する調書 | 財政事情書 | 差額 |
|--------|------------|------------|----------|
| 学校 | 145,275.85 | 144,833.44 | 442.41 |
| 公園 | 251,511.32 | 251,716.91 | △205.59 |
| その他の施設 | 37,075.41 | 32,547.98 | 4,527.43 |
| 原野 | 37,145.66 | 37,820.66 | △675 |

② 建物

(単位：m²)

| 区分 | 財産に関する調書 | 財政事情書 | 差額 |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 庁舎分室 | 1,954.72 | 2,398.64 | △443.92 |
| 学校 | 46,010.91 | 45,564.48 | 446.43 |
| 公園 | 6,016.14 | 6,190.34 | △174.2 |
| その他の施設 | 9,608.48 | 9,859.1 | △250.62 |

「財産に関する調書」と「財政事情書」はそれぞれ西原町の公表する文書であることから一致しなければならないものであるが、上記のとおり異なった数値となっている。

土地について区分により担当課が異なるので、一例として学校を取り上げ、教育総務課から説明を受けた。教育総務課担当者によれば担当課としての土地台帳と「財政事情書」は一致しており、この「財政事情書」の方がより正確であるとの説明を受けた。「財産に関する調書」と「財政事情書」はいずれも総務課でまとめられるものであり、この不一致については担当課に問い合わせて、次年度で是正すべきである。

ただし、「財政事情書」の基になる担当課の土地台帳にしても登記簿との照合はこれまで行われていない。

町財産の管理という観点から、担当各課で登記簿による面積の把握が必要である。

(2) 備品

① 介護支援課・・・いいあんべ一家

いいあんべ一家は西原町社会福祉協議会が西原町から指定管理を受け運営している施設であるが、西原町の備品を何点か貸し出しており、その現物確認のため現場へ赴いた。

その結果、西原町の所有備品でありながら、主要物品として「財産に関する調書」に計上漏れが2点あった。

また、車両も1台、「財産に関する調書」に計上漏れがあった。

この車両については、西原町と社会福祉協議会との間で「車両使用貸借契約書」を毎年4月1日付で交わしており、把握しているはずなのだが、介護支援課では当初、西原町の財産とは認識していなかった。

② 教育総務課・・・学校給食共同調理場

学校給食共同調理場内の機器配置図とそのリスト表があり、現物確認は速やかに実施できた。備品台帳も整備されている。

財産に関する調書との照合では、コンテナの台数に1台不足があったので次年度で訂正するよう指摘した。

(3) 財産の管理状況の監査を終えての感想

「財産に関する調書」については、総務課から年度末に各課へ「決算における財産の調査について」の文書で財産の報告を求めている。

しかし、その文面では前年度の決算資料の数値に増減があるものを報告するようになっているにすぎない。これでは資産管理は不十分である。現物を確認するいわゆる「実地棚卸」を行わなければならない。この「実地棚卸」をやらなかったことが、備品や車両の計上漏れの原因である。

次年度から、総務課は各課へ実地棚卸を行うように文書で指示をすることを助言した。

土地・建物については、本来は登記簿との照合をする予定であったが、上記に述べたように西原町が公表する二つの資料で面積が異なっていたことから、登記簿との照合はできなかった。まずは公表する資料の整理から取り組んでもらいたい。

3. 激励金の支出について（町長交際費）

平成24年9月シニアソフトボールの団体である西原クラブに激励金として10万円が支払われている件について今回の定期監査で取り上げ検討した。

(1) 事実内容

西原クラブが第23回夏季シニアソフトボール大会で優勝し、香川県で開催された「第26回全日本シニアソフトボール大会」（日本ソフトボール協会主催）に県代表として参加することになり、激励金として町長交際費から交付したものである。西原町に表敬訪問したことが「広報にしはら」11月号に紹介されている。

沖縄県予選では参加6チームの中での優勝であり、交付金額は10万円である。

(2) 意見

交際費は「一般に地方公共団体の長又は執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費である」と解され、交際費の支出自体は地方公共団体の長に裁量権を認めている。

その交際費の意義を認めただうえで、今回の支出に関して検討すべき点があったので記載する。

① 激励金交付に統一した基準がないこと

平成24年7月にバレーボールの「西原クラブOB」が日本スポーツマスターズ2012沖縄県予選大会（県バレーボール協会主催）に優勝し、高知県での全国大会に参加している。本年7月に西原町を表敬訪問しており、「広報にしはら」9月号に掲載されている。沖縄県予選の参加は5チームである。

ところがこの時には激励金は交付されていない。

総務課によれば、「西原クラブOB」からは激励金の要望がなかったから、ということであった。スポーツ大会での優勝等が西原町にとって名誉であれば、激励金の支出は、その団体からの要望に基づく性質のものではないと考える。

② 学校教育の一環として行われる小中学校のクラブ活動と違い、成人のスポーツ団体はいわば「同好会」である。沖縄県の大会で優勝して県外に派遣されることは地域スポーツの振興、成人の健康増進等といった点から十分に素晴らしいことではあるが、現在の厳しい町の財政状況の中、公金から10万円を支出することが適切かどうか、またその支出が町長交際費で妥当なのかについても検討する必要があると思う。

上記①、②を踏まえ、検討することにしたが、交際費については西原町に支出の取扱い要綱がないため、監査委員として判断の基準がない。

その支出が交際費として妥当かどうかは、過去の判例等ではいわゆる社会通念上で判断することを求めているが、この場合、近隣市町村の取扱いを社会通念上の範囲としても差し支えないと考えた。

近隣町村の中では南風原町、与那原町、北中城村が交際費に関する要綱を具備しており、今回この3町村の要綱を参考にした。

3町村の要綱では、まず南風原町では、県外派遣については団体に3万円の規定がある。

与那原町と北中城村にはこの種の激励金は要綱の支出基準には入っていない。

今回のように成人のスポーツ大会において優勝して、町にも表敬訪問したにもかかわらず激励金の交付を受けた団体とそうでない団体が生

じてしまったこと、また交付した金額が南風原町に比べ大きいことなどを考慮すると、今後は西原町においても、交際費の支出要綱を作成し、対応した方が望ましいと考える。

参考

1. 定期監査で取り上げた事業

(1) 繰越明許とした事業のうち9月30日時点で執行率が50%以下の事業

| 所属課 | 事業 | 節・内容 | 予算現額 (円) |
|-----|--------------|---------|-------------|
| 土木課 | 小波津川南線道路整備事業 | 公有財産購入費 | 45,589,000 |
| 土木課 | 森川翁長線道路整備事業 | 公有財産購入費 | 38,390,000 |

(2) 平成24年度事業から抽出した事業

| 所属課 | 事業 | 節・内容 | 予算現額 (円) |
|-------|----------------|------------------|-------------|
| 企画財政課 | 手づくりのまち原材料助成事業 | 手づくりのまち原材料費 | 500,000 |
| 産業課 | 農業振興事務運営事業 | 町耕作放棄地解消対策協議会補助金 | 30,000,000 |
| 産業課 | さとうきび振興事業 | さとうきび新植更新補助金 | 1,190,000 |

2. 提出または提示を受けた書類と照合した法令等

- 平成24年度歳出予算説明別執行一覧 繰越明許
- 平成24年度歳出予算説明別執行一覧
- 平成23年度下半期 西原町財政事情書 財産
以上 企画財政課
- 平成23年度決算書より財産に関する調書
- 備品台帳 (生涯学習課—中央公民館)
- 備品台帳 (教育総務課—学校給食共同調理所)
- 機器リスト表 (同上)
- 備品台帳 (介護支援課—いいあんべ一家)
- 西原町いいあんべ一家の管理に関する基本協定書 (同上)
- 西原町いいあんべ一家指定管理業務車両使用貸借契約書 (同上)
- 公用車総務課管理用一覧表 (総務課)

- 西原町物品会計規則
- 平成23年度決算における財産の調査について（総務課）
- 南風原町交際費取扱要綱
- 与那原町交際費支出要領
- 北中城村交際費支出に関する要綱